平成２３年（フ）第７４号
群馬県太田市新道町114番地28
債務者　服部　正人
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第７５号
群馬県太田市龍舞町1911番地10
債務者　相馬　克郎
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月30日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１０４号
愛知県田原市東神戸町杉林３番地１
債務者　伊藤　和彦
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２６７８号
大阪府八尾市上之島町南４丁目22番地の15
債務者　日浦　浩司
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７１７号
大阪市都島区高倉町１丁目５―23―801号室
平山方、住民票上の住所大阪市天王寺区空清町８番７号
債務者　大橋　直基
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３０３７号
大阪市西成区花園南１丁目７番20―805号
債務者　木俣　良夫
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１５１号
愛知県豊田市古瀬間町本郷968番地
債務者　鈴木留美子（旧姓久米）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月20日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第９３２号
横浜市戸塚区前田町466番地５
債務者　小堀　　勉
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９３３号
横浜市西区楠町11番地２　ストークビル横浜501号
債務者　福田　邦夫
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９４９号
横浜市中区住吉町５丁目65番地２　アソルティ横浜馬車道704号室
債務者　大舘　万里
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９８７号
横浜市青葉区桂台１丁目12番地22　パークアレイ桂台303号
債務者　高木　翔大
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９９１号
横浜市栄区野七里１丁目２番22―2214号
債務者　宮城　廣美
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１００１号
神奈川県藤沢市円行１丁目11番地の26
債務者　川谷恵都子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０１１号
横浜市青葉区荏子田３丁目11番地４
債務者　武田　忠治
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１１６９号
横浜市中区扇町４丁目11番地12　第一さくら館602号室
債務者　大川　一彦
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９６号
東京都東久留米市前沢３丁目10番33号アネックス202
債務者　中村笑美子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部